

三崎ガッツ規約

Version : 4.0

はじめに

当規約は少年軟式野球チームとして活動する「三崎ガッツ」における、チーム運営に関する各事項を取り決め、組織運営を円滑にする事を目的として策定し、該当年の総会にて承認を得て運営にあたる。

==== 規 約 =====

- 第1章 … 名称・
- 第2章 … 目的
- 第3章 … 活動
- 第4章 … 組織構成
- 第5章 … 組織の役割・任務と任命
- 第6章 … 会議
- 第7章 … 会計
- 第8章 … クラブ運営の権限
- 第9章 … クラブへの入部および部員資格の喪失
- 第10章 … 練習、試合の日程と参加・不参加の連絡
- 第11章 … 事故、怪我
- 第12章 … クラブへの協力
- 第13章 … 自転車の利用
- 第14章 … 附則
- 第15章 … 規約の変更

第1章 名称

第1条 本クラブは「三崎ガッツ」と称する。

第2章 目的

第2条 本クラブは「球道育心」の基づき、指導者、保護者が連携し、少年野球を通じて部員の健全育成を図ると共に、本クラブの活動が関係者を含む多くの人々に感動を与える事を目的とする。

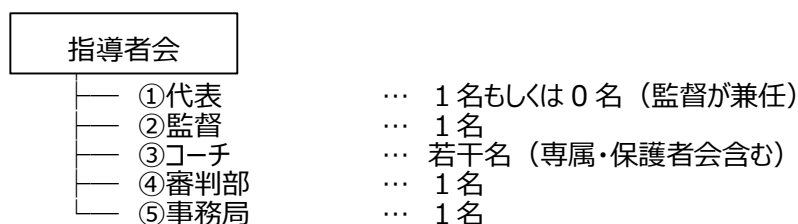
第3章 活動

第3条 目的を達成するために、次の活動を行う

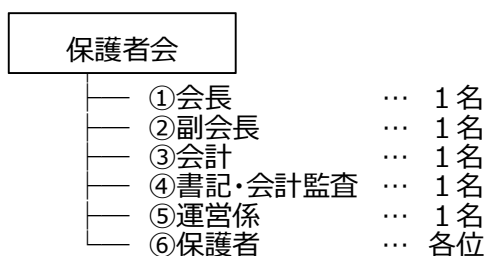
- (1) 定期的な野球練習
- (2) 少年野球連盟が主催する少年野球大会への参加
- (3) 指導者会、役員会が必要と認める試合への参加
- (4) その他、目的達成に必要な行事への参加、企画

第4章 組織構成

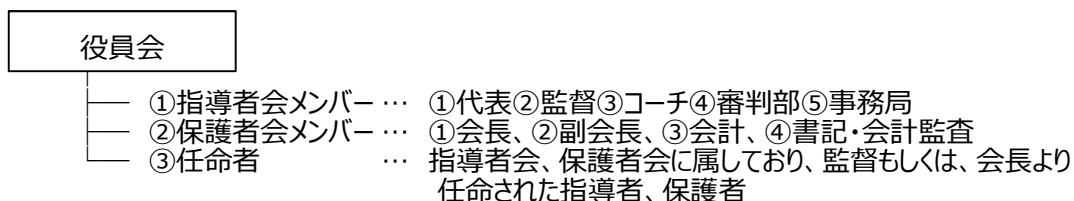
第4条 (1) 指導者会



(2) 保護者会



(3) 役員会



第5章 組織の役割・任務と任命

第5条 指導者会 … 指導者によって構成される組織とする。

(1) 役割・任務

- ①代表 … クラブを代表し、渉外に携わる。
- ②監督 … クラブを総括し運営すると共に部員の育成、指導する。
- ③コーチ … 監督の指示に基づき、協働し共に部員の育成、指導する。
又、コーチは以下を配置することができる。
 - 専属コーチ … 保護者会メンバー以外にて構成
 - 保護者コーチ … 保護者会メンバーにて構成
- ④審判部 … クラブの代表審判として連盟主催の大会にて審判を行うと共に、保護者および部員に対してルール、マナーを教育、指導する。
- ⑤事務局 … クラブ費に関する会計業務（クラブ会計）、およびスポーツ保険などの事務処理を行う。

(2) 指導者の選出と任期

- ①代表、②監督、③コーチ、④審判部
 - 【選出】 … 指導者会にてメンバーを選出、総会にて承認を得る。
 - 【任期】 … 1年とし、再任を妨げない（期間：毎年3/1～該当年の総会）
- ⑤事務局
 - 【選出】 … 保護者会経験者より選出、総会にて承認を得る。
 - 【任期】 … 1年とし、再任を妨げない（期間：毎年3/1～該当年の総会）

(3) その他

指導者会は必要に応じて相談役、監査役、学年別監督、審判部を設置することができる。

第6条 保護者会 … 本クラブ所属の保護者にて構成し、原則として以下の役員にて組織する。

(1) 役割・任務

- ①会長 … 保護者を代表し、会務を総轄すると共に、指導者会と連携を密にして目的達成を目指す。
- ②副会長 … 会長を補佐し、会長が不在の場合はその任務を代行する。
また、グラウンドに関する手続き全般業務を行う。
- ③会計 … 保護者会費に関する会計業務を行う。
- ④書記・会計監査 … 書記業務(HPの更新など)を行うと共に、会計を監査する。
- ⑤運営係 … クラブ運営における連盟との調整を行う。
- ⑥保護者 … ①から④役員からの協力要請に対して、可能な限りの協力をする。

(2) 役員を選出と任期

- ①会長、②副会長、③会計、④書記・会計監査を役員とする。
 - 【選出】 … 部員の保護者より選出、総会にて承認を得る。
原則1名。ただし、必要に応じて複数人選任できるものとする。
 - 【任期】 … 1年とし、再任を妨げない（期間：毎年3/1～該当年の総会）
欠員による役員に専任された者は前任の残任を期間とする。

第7条 役員会 … 指導者会、保護者会、任命者によって構成される組織

(1) 役割・任務

クラブ運営における、各事項の取り決めについて企画、検討し、各会議にて提案を行う。

また、会議における指摘事項については必要に応じて対策を講じるものとする。

(2) メンバーの選出と任期

①指導者会②保護者会

【選出】 … 第5、6条の指導者会、保護者会に準ずる

【任期】 … 1年とし、再任を妨げない（期間：毎年3/1～該当年の総会）

③任命者

【選出】 … 指導者会、保護者会に属しており、監督もしくは、会長より任命

【任期】 … 上記、任命時にて任期を設定（最長で該当年の総会までとし、以降は再任が必要）

第6章 会議

第8条 本クラブは第4条の組織運営を円滑かつ効率的に運営するため、以下の会議をもつ

(1) 総会 … 指導者会、保護者会にて構成

(i) 定期総会

①時期：該当年の2月 … 保護者会の会長が招集

②成立：3分の2以上の出席が必要

③議決：出席者の過半数にて成立

④議題：以下のa～e)の議題は必須とする

a) 前年度の会計報告（クラブ費、保護者会費）

b) 保護者会における旧役員の任期解除と新役員の任命および承認

c) 指導者会における任期解除と新任および承認

b) 翌年度の活動方針、活動・行事計画の説明

e) ガッツ規約の承認

f) その他議題 … 役員会にて承認された議題

(ii) 臨時総会

①時期：臨時総会…定期総会以外にて役員会が認めた場合に保護者会の会長が招集

②成立：3分の2以上の出席が必要

③議決：出席者の過半数にて成立

④議題：役員会にて承認された議題

(2) コーチ会 … 指導者会にて構成

(i) ミーティング

①時期：必要に応じて開催

②内容：クラブ運営、指導方針、練習方法、部員の規律、作戦およびその他協議

(ii) ショートミーティング

①時期：練習日の開始前、練習中、終了後（5～10分程度）

②内容：該当日の練習内容および、練習方法、部員の規律、作戦など、その他協議

③その他：当会議を開催した場合…コーチのみによる練習を認め、監督の負担軽減を図る

(3) 役員会議… 指導者会、保護者会役員にて構成

①時期：必要に応じて開催 … 監督もしくは会長が招集

②内容：クラブ運営、指導方針の確認、練習方法の確認、部員の規律、その他協議

および、総会の事前準備、役員の選出、年間行事の事前調整、ガッツ規約改定案の作成

第7章 会計

第9条 保護者会費

(1) 運営費 … 会費、寄付金、その他の収入によってまかなう。

(2) 会費 … 総会にておいて定める。

(3) 運営 … 運営費は会長の承認を得て、会計が支出するものとする。

(4) 会計監査… 会計監査承認を得て、総会にて報告し承認を得なければならない。

(5) 会計年度… 毎年3月1日より2月末日までとする。

(補足) 保護者会費

(1) 会費…700(円/月)とし、6ヶ月一括払いの場合は4,000(円/6ヶ月)とする

(2) 会費の支払…毎月もしくは、6ヶ月一括払いとする。

(3) 脱会時…役員会メンバーまで脱会の届けること。

当月までの会費は返済しないものとし、6ヶ月一括払いは月割りにて返済する。

第10条 ガッツ費

(1) 入部費 … スポーツ保険加入用として500円

(2) ガッツ費 … 運営費として、部員より月額1,500円を徴収する。

(3) 運用 … 監督の承認を得て、事務局(クラブ会計)が支出するものとする。

(4) 免除 … 病気、怪我、その他やむを得ない理由により1ヶ月以上休んだ場合は、保護者の申出により、監督の合意のもと、クラブ費を免除する事ができる。

(5) その他 … 用具購入および遠征費用などが発生した場合、指導者会、役員会の合意より徴収額を決定し、臨時徴収する場合がある。

第11条 その他会計に関連する事項

(1) 遠征費 … 試合など伴う遠征時の交通費などは以下の通りとする。

①高速代、駐車場代 … 該当実費をクラブ費より支払う。

②ガソリン代 … 保護者会費より豊明市外(500円)、走行距離が100km以上(1,000円)を支払う。

③上記①②の支払は遠征時の配車を保護者会が行い、必要とした車両台数のみ対象とする。
それら以外の車両は対象外とする。

(2) 個人負担

ユニホーム、スパイクなど、個人で使用する野球用品の購入に関わる全ての費用は個人負担とする。

第8章 … クラブ運営の権限

第12条 本クラブの保護者は、クラブ内における運営、指導方針（練習内容、試合、チーム構成および作戦上の指示など含む）の一切を監督、コーチに付与すると共に、これらに対する異議申し立ては認めないものとする。但し、建設的なご意見などは保護者会役員を通じて監督へ伝えることとする。尚、役員会はクラブ運営に対して著しく阻害する当事者および部員を退会勧告することを認める。

第9章 … クラブへの入部資格および部員資格の喪失

第13条 本クラブの部員における入部資格および部員資格の喪失は以下とする

（1）入部資格

入部希望者は保護者の許可を得て、定められた手続きにより保護者会役員へ申し込み、一定期間の体験入部を経て、監督の許可を得て正式入部とする。
また、部員の保護者は本規約に同意し、本クラブの活動に賛同した上で必ず保護者会へ入会するものとする。

（2）部員資格の喪失

以下の項目の一つでも該当する場合において役員会の協議により、その資格を喪失する。

- ①自らの脱会の意志を表明したとき。
- ②小学校6年生となる該当年の卒団式翌日
- ③監督、コーチの指示に従わないなど、著しくチームの規律を乱す言動、行動をとり、改善されない者

第14条 退会時の手続き

やむを得ない事情により、退会する場合は保護者より退会届けを監督へ提出し退会する。

第10章 … 練習、試合の日程と参加・不参加の連絡

第15条 練習、試合の日程

原則、毎週土曜日、日曜日に時間を定め保護者会会長より伝達する
年未年始、GW、お盆休みは年度初めに計画を立て速やかに保護者会会長より伝達する

第16条 参加・不参加の連絡

やむを得ない理由により参加できない場合は、その旨を保護者から監督へ必ず連絡する事とする。
尚、連絡はクラブ公認のSNS[LINE グループ]を利用した連絡も認めるものとする。
但し、公式戦、公式戦前日の練習の欠席を原則認めない。

第17条 無断欠席、遅刻

無断欠席、遅刻が頻繁に見受けられる部員は保護者へ連絡し、改善するよう指導する。
改善が認められない場合は第13条(2)③に基づき退会勧告を行うことがある。

第 11 章 … 事故、怪我

第 18 条 事故、怪我における本クラブの責務

クラブ活動に伴う傷病、事故などに関わる保障はスポーツ保険の範囲内にて行い、その他の責任は一切負わないものとする。尚、クラブ活動中の移動時に生じた障害事故に対して車両提供者の加入している保険の範囲内にて行いうものとする。
上記範囲外に対する、当クラブおよび車両提供者への補償を求めないものとする。

第 12 章 … クラブへの協力

第 19 条 主な協力内容

役員会からのクラブへの協力要請に対して、保護者は可能な限りおいて協力をするものとする。

(1) お茶当番 … 原則、小学 4 年生以上の部員保護者とする（入団後 3 ヶ月は免除）

練習日毎に保護者にて持ち回りとし順番は、役員会にて調整する。

また、当番先日の練習終了時にお茶道具を持ち帰り、洗浄して当番当日にグラウンドに持って来る。

その際に、季節毎によって必要なもの（麦茶、お湯、氷など）も準備すること。

尚、当番は終日グラウンドに常駐する必要はない。

(2) 試合の審判、得点係

審判は、事前に連盟主催の「審判講習会」への参加をお願いする場合があります。

(3) グラウンド整備

(4) 遠征時の車両提供

(5) 練習への参加や協力

(6) その他、時事案件に対する協力

自然災害、パンデミックなど、クラブ活動に支障のある事案発生時は指導者会、保護者会の役員にて活動方針などの決定事項に対するご理解とご協力

第 13 章 … 自転車の利用

第 21 条 当クラブの練習参加時における自転車の利用条件は以下とする。

(1) 申請

所定用紙に自転車利用の必要性を明記し、保護者より監督に事前許可を得ることとする。

（行き帰りの事故・怪我に関して、本クラブは一切の責任を負わないものとする）

(2) 利用ルール

交通ルールの厳守、ヘルメットの着用、寄り道などをせず、グラウンドと自宅までの行き帰りとする。

尚、上記ルールを守れない場合は、監督の指示により自転車の利用を中止する場合がある。

第 14 章 … 附則

第 22 条 本クラブ会員は、次のことを心得ること。

- (1) グラウンドでは、規則を守り、代表、監督、コーチ、保護者の指示に必ず従うこと
- (2) 代表、監督、コーチ、保護者の指導に対して、正しい姿勢で聞き、謙虚に受け止めること
- (3) クラブの目的にそうよう、全員が秩序を守り、努力すること
- (4) どのようなときでも礼儀正しく、元気に挨拶すること
- (5) 与えられた役割を、互いに協力して準備、片付けをすばやく行うこと
- (6) 全ての道具を大切に扱うとともに、使用したグラウンドの整備を積極的に行うこと
- (7) いつも支えてくれる人たちに対し、常に感謝の気持ちを持つこと
- (8) 先輩は常に模範となるよう努力し、後輩の面倒をよく見ること
- (9) グラウンドでは、失敗を恐れず常に全力でプレーすること

第 15 章 … 規約の変更

第 20 条 規約の変更は総会にて出席者の過半数にて成立するものとする。

改訂履歴表

版数	年月日	改訂内容／理由
00	2011 年 3 月 6 日	新規制定
01	2016 年 6 月 1 日	第 5 章 6 条 保護者会の構成に「原則」を追加 第 7 章 10 条 クラブ費 1,000 円→1,500 円 入部費 2,000 円→500 円 第 12 章 19 条 お茶当番の 3 年生以下の免除
02	2020 年 10 月 1 日	経年による運用変更を踏まえた規約刷新
03	2022 年 2 月 20 日	第 5 章第 6 条 保護者会（2）役員の選出と任期【選出】 「原則 1 名。ただし、必要に応じて複数人選任できるものとする。」追加 第 7 章第 10 条 ガッツ費（1）入部費 「スポーツ保険加入用として 500 円」追加

決裁欄

承認 指導者会	承認 保護者会役員	作成
宮内 岡田	鈴木 坂野 中村 松井 今津	鈴木